

現行制度（～平成29年度）

| 歳入 | 歳出 |
|----------------------|------------------------|
| * 数字は平成28年度決算より | |
| 国民健康保険税（料） （約79億） | 保険給付費 （約248億円） |
| 国庫支出金 （約117億） | |
| 前期高齢者交付金 （約101億） | |
| 一般会計繰入金 （約39億） | |
| 共同事業交付金 （約94億） | |
| その他歳入（約8億） | 他制度への支援金・納付金 （約69億） |
| | 保険事業（約4億） |
| | 共同事業拠出金 （約95億） |
| | その他歳出 |

新制度（平成30年度～）

| 歳入 | 歳出 |
|------------|----------|
| 保険給付費等交付金 | 保険給付費 |
| 国民健康保険税（料） | 保健事業費 |
| （一般会計繰入金） | 国保事業費納付金 |
| その他歳入 | その他歳出 |



平成30年4月より国民健康保健事業が、それまでの市町村主体から都道府県主体へと移行となります。概要を簡単に説明させていただきます。現状国保運営は、被保険者構成・脆弱な財政基盤・市町村規模の格差等により毎年一般会計から繰入をして何とか運営しています。繰入の問題点は、一般会計財政を圧迫するだけでなく、サラリーマンなどの社会保険加入者については、支払った保険料から各組合が交付金として拠出しており、一般会計の主な財源は市税であることから保険料と市税とで二重で国保へ拠出していること等があります。運営主体が県へ移行することにより、市町村は納付金を納め、代わりに県より交付金を貰うことになります。この納付金を、一般会計繰入無しで保険税で払えるように県が示す標準保険税率を現在試算・検討しています。急に保険税（料）が上昇しないように国の支援もありますので詳細はまたお知らせします。

栗原みつはる プロフィール

| | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 昭和46年6月9日川越市岸町生まれ(46歳)、仙波小学校、砂中学校卒業 | 2014年11月 ワタミの介護(株)退職 |
| 1990年3月 城北埼玉高等学校卒業 | 2014年12月 SKYケアサービス(株)設立 |
| 1994年3月 立教大学経済学部経営学卒業 | 2015年4月 川越市議会議員選挙に挑戦し、次点にて惜敗 |
| 1994年4月 カナダへ2年間語学留学 | 2017年1月 川越市議会議員に当選(1期) |
| 1997年1月 (株)ユーセンス入社 | 保健福祉常任委員会、介護保険審議会 |
| 2001年5月 ワタミフードサービス(株)入社 | 国民健康保険運営協議会、タブレット委員会 |
| 営業部長まで務め経営・サービス業を学ぶ | 2017年9月 MKコンシスト(株)設立 |
| 2012年9月 ワタミの介護(株)へ転籍 | デイサービス リーディング岸町(川越) |
| 有料老人ホーム エリアマネージャー | |

ご意見・ご感想・皆様の声をお聞かせください！

南古谷事務所 〒350-0023 川越市並木77-8

携帯：090-6509-2419、電話：049-235-8425

岸町事務所 〒350-1131 川越市岸町1-25-18

電話：049-247-7701



川越市議会議員
栗原みつはる 議会報告
～未来へのまちづくり～ Vol.3

2017年10月発行

平成28年度決算が確定！

一般会計決算収支の状況

単位：千円

| 年度 | 歳入総額 ① | 歳出総額 ② | 形式収支 ①-②=③ | 翌年度へ繰り越すべき財源 ④ | 実質収支 ③-④=⑤ |
|----|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 27 | 109,599,134 | 104,016,573 | 5,582,560 | 757,598 | 4,824,962 |
| 28 | <u>112,125,616</u> | <u>108,510,901</u> | <u>3,614,714</u> | 142,336 | <u>3,472,378</u> |
| 比較 | 2,526,482 | 4,494,328 | △1,967,846 | △615,262 | △1,352,584 |

歳入は、当初予算1109億円に対して約12億円の増、前年に対しては約25億円の増でした。市税の増とともに、投資的経費の増に伴う国庫支出金、市債等の増加により、歳入全体として対前年度比で2.3%増加しました。

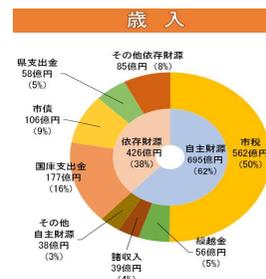
歳出は、当初予算1109億円に対して約24億円の減、前年に対しては約45億円の増でした。新斎場建設を含む投資的経費が増加した結果、歳出全体として対前年度比で4.3%増加しました。

歳入総額から歳出総額を差し引いたものが形式収支であり、さらに形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を引いたものが実質収支と呼ばれ34億7,237万8千円になりました。

実質収支の約34億円は企業で言えば利益となるわけですが、営利団体ではない行政ではこの約34億円は、翌年度予算(平成29年度)へ繰り越しとなります。

ではここで平成29年度予算を見てみると、前年度繰越金が17億円となっており、残りの約17億円は年度中の急遽の補正予算充当などの目的で表に出ていない数字となっています。

企業で言えば内部留保となっているこの前年度繰越金が補正によって適正に使われれば良いのですが、最終的に使い切れずに年度末に基金への積み立てなどへ繰り入れられることがありますので、もっと高齢者や教育に対して当初予算で組み込まれるべきではないかと考えております。

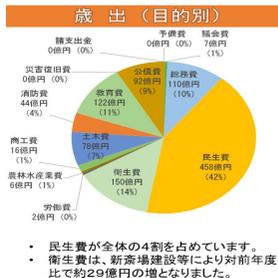


歳入の内訳としましては、市税収入が562億円と歳入全体の50%を占めています。市税に繰越金、諸収入、その他自主財源を加えた自主財源の比率は60%を超えています。市税収入は、市民税・固定資産税・都市計画税・その他から成り、平成28年度は市民税252億円、固定資産税224億円でした。

市税収入全体としては、対前年度比で1.2%増加しました。

ですが市債発行額は平成28年度106億円、市債残高も1006億円となっており、将来世代への負担を考えれば基礎的財政収支の黒字化が必要です。

歳出の内訳は、**民生費が458億円**と歳出全体の**42%**を占めています。民生費の中でも支出の大きいものは、生活保護等72億円、児童手当55億円、障害者介護給付・訓練等給付44億円、国民健康保険等の特別会計への繰出金・負担金等95億円、保育所給付費等保育所関連46億円、となっており、これらだけで民生費の約68%を占めています。民生費は高齢化の進行、待機児童問題等によって毎年上昇しており、**平成元年の86億円と比べて約5.3倍**となっております。今後**もこの民生費は上昇することが予測されます。無駄な経費を削減すると共に、健康増進、介護予防等により歳出を抑制し、子育て世代移住施策推進や企業誘致、中小企業支援、観光客の消費喚起・更なる呼び込み施策を進め、歳入を増やしていく必要があります。**



【障がい者雇用の促進について一般質問】

私には障害を持つ友人がおります。また障害を持つ子供と触れ合う機会が多い中で、障害者雇用は本人の努力だけでは足りず、企業の理解が何よりも大切だということ、障害者の多くは自立することを望んでいるということ、そして障害を持つ子供の両親の一番の願いは自分が亡き後も、子供が自立して生きていけるということを目の当たりにしてきました。平成28年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、障害者法定雇用率が平成30年4月より変更となります。現在は従業員50人以上の企業に対して2.0%の障害者法定雇用率が義務付けられておりますが、厚労省発表によると、2016年6月時点でこの法定雇用率が未達成とされています。



今後民間企業の法定雇用率が、平成30年4月1日より2.2%に引き上げられ、さらに、平成33年4月までには、2.3%に引き上げられることとなります。同時に障害者を雇用しなければならない民間企業の範囲が従業員数50人以上から45.5人以上に拡大されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されます。

Q：現在、川越市民間企業の障害者実雇用率は？市内50人～99人以下の企業の35.3%、100人以上の7.7%が障害者を一人も雇用していないことについて市の見解は？
 A：川越ハローワーク管内の民間企業の障害者実雇用率は、1.87%です。99人以下の企業には雇用義務はあるが罰金がないこと、また「仕事内容の調整」「勤務時間・休日等の調整」等の課題が障害者雇用の妨げとなっていると考えています。

Q：障害者就労支援センターの主な業務と雇用支援課として行っている障害者就労支援施策とは？
 A：就労支援センターでは、就労後の本人と企業とのフォローなどの職場定着支援が主な業務となっており、新たな企業開拓については県の機関が専門的に行っています。雇用支援課では、ハローワークと共同で障害者就労面接会実施や企業への雇用奨励金交付を行っています。

Q：民間企業の障害者雇用に対する理解促進に対してどのように取り組みを行っているのか？
 A：雇用支援課におきまして、民間企業に対する理解促進に関する直接的な取り組みは行っていません。障害者就労支援センターでは、埼玉県雇用サポートセンターと連携を図り、開拓した企業への職場実習、面接の設定、採用担当者との連絡調整などを行い、障害者雇用への理解促進に取り組んでおります。

ご自身で思いを上手く伝えられない方が多い中で、定期的に企業を訪問して障害者の代弁者となって企業と障害者との間に入り就労をフォローする職場定着支援は非常に重要なことと考えております。

ここで提言！ 攻めのアプローチを！

就労支援施策は行っているものの、障害者就労が進んでいないことは現実です。それは、施策が相談に来た方への支援や障害者雇用を検討している企業への面接会などの場の支援という守りの姿勢だからです。今後は、集団面接会に来ないような、まだ障害者雇用に対して消極的な企業への**攻めのアプローチをすべき**であり、そのためには**経営者や人事担当者の理解が不可欠**であると考えます。

Q：今後、市として障害者雇用に対する民間企業の経営者や人事担当者への理解促進についてどう考えているのでしょうか？
 A：今後、障害者雇用理解促進のため、関係機関と連携し、県作成の「障害者雇用の企業支援ガイド」の企業への配布や障害者雇用について先進的な企業への見学会の実施等を検討してまいりたいと考えております。

岡山県倉敷市では就労継続支援A型事業所5カ所の廃業による障害者223人の集団解雇が問題となっております。また名古屋市や関東地方でも同様なことが問題となっております。就労継続支援A型は、障害者と雇用契約を結び、労働基準法上の最低賃金以上が保障された一般就労が困難な方の職業訓練を行う重要な雇用機会となっております。ですがA型事業所は、今年の4月より給付金から障害者の賃金を支払うことを禁じております。簡単に言えば事業を健全化して収益で利用者の賃金を賄うよう黒字にしなければならないということです。健全化のために生産性を上げるか、収益の高い仕事を生み出さなくてはならないわけですが、1時間に100個作っていたものを200個にすることは簡単なことではなく、収益の高い仕事は難しい仕事が多く、対応できる障害者も限られてしまいます。同時に、A型事業所は雇用契約を結んでいるので最低賃金以上を支払う必要がありますが、最低賃金が毎年上昇している中で経営が非常に難しくなっております。

Q：現在本市の就労継続支援A型の利用者数と黒字化している事業所数はどれくらいなのか？
 A：利用者数につきましては、199人でございます。また生産活動が黒字化している事業所は、10カ所中3カ所でございます。
 Q：市として現在、就労継続支援A型事業所に対してどのようなフォローを行っているのか？
 A：各事業所の生産活動及び販売品に関するパンフレットを作成し、障害者福祉課の窓口及び関係機関等において配布を行い、周知に努めているところでございます。また、毎年度、「川越市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めており、市の役務や物品の調達実績が前年度を上回ることを目標として、発注を行っているところでございます。

ここで提言！ より細かな更なる支援を！

7割の事業所が赤字であり、現在は事業所から赤字改善計画提出をさせるだけとなっております。障害者の方は職場に適應するのに半年～1年掛かる場合もあり、その時間を無にする廃業は罪深いのです。今後、岡山と同様な障害者集団解雇などにならないように事業者への更なる支援が必要ではないでしょうか。各事業所がどんな事業を行っているか把握している市だからこそ、各事業所に対して**どんな支援が出来るのかを細かく検討すべき**だと考えます。

Q：市として就労継続支援A型事業所に対して、今後どのような支援を行っていくのか？
 A：事業所が販売する物品や提供可能な役務の紹介について、市ホームページの見直しや、自治会等へのパンフレットの配布など、また事業所が物品を販売する機会の場の提供や、市からの物品及び役務の発注については、事業所の生産活動による収益が高まるよう、継続して支援してまいります。今後、商品開発・販路拡大に関するアドバイザーの派遣や研修会の開催等につきましても、検討してまいります。